

仕様書

1. 業務件名 成田市障がい者相談センター運営業務委託(令和8年度から令和10年度)
2. 履行場所 成田市赤坂1－3－1 成田市保健福祉館
委託期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
3. 業務委託の対象者
 - ① 成田市内に在住の障がい者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1項に規定する障害者を指す。）ただし、市内在住の障がい者であっても、法令の規定に基づき他の市区町村が支援を行うべき者は除く。
 - ② 市外在住の障がい者であって、法令の規定に基づき本市が支援を行うべき者
4. 業務内容
ケアマネジメントの手法を用い、次の各号に定める業務に従事すること
 - ① 障害者相談支援事業（訪問を含む）
 - ② 福祉サービスの利用援助
 - ③ 社会資源を活用するための支援
 - ④ 社会生活力を高めるための支援
 - ⑤ 権利の擁護のために必要な援助
 - ⑥ 専門機関の紹介
 - ⑦ 住宅への入居支援
 - ⑧ 相談支援事業所等関係機関との連携体制の構築
 - ⑨ 相談支援事業所巡回訪問及び支援
 - ⑩ 相談支援専門員の育成支援
 - ⑪ 成田市地域自立支援協議会の運営
 - ⑫ 成田市精神保健福祉推進協議会の事務補助
 - ⑬ 地域生活支援拠点等における個々の機関の有機的な連携の調整
 - ⑭ その他、必要に応じて関係機関を集めた検討会の主催
5. 人員体制
 - ① 主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、看護師のいずれかの資格を有し、かつ、障がい者の相談・援助業務の経験を有する者3名を含む4名以上の職員を配置すること。
 - ② 前項の職員のうち3名以上の職員は、委託業務に常勤専従すること。
 - ③ 土曜日及び日曜日に勤務する職員は1人以上とする。

- ④ 必ず1名以上の職員が業務履行場所に在席し、相談業務等に対応できる体制を執ること。
- ⑤ 4業務内容⑬に規定する地域生活支援拠点に関する業務について、開所時間を超過しても対応を要する場合は、対応を継続すること。
- ⑥ 配置した職員が相談支援に専念できるよう勤務体制、職務環境、訪問手段等を整えること。
- ⑦ 支援技術の向上を図るため、配置した職員に必要な研修を実施すること。

6. 報告

- ① 契約後速やかに、配置した職員の資格、経歴、兼務する業務の内容等について報告すること。
- ② 実施月の翌月15日までに、委託業務月報を提出すること。
- ③ 毎年度終了後速やかに、委託業務年報を提出すること。

7. 開所日及び開所時間等

開 所 日 每日（ただし、毎月第4日曜日・祝日・12月29日から1月3日までを除く）

開所時間 午前9時から午後7時30分まで（月曜日から金曜日まで）
午前9時から午後6時まで（土曜日及び日曜日）

ただし、保健福祉館が臨時休館した場合は、センターも閉所とする。

8. 備品等の調達・管理

施設にある既存備品は下表のとおりであり、受注者に無償貸与する。通信回線については、ひかり回線1回線である。通信回線の基本料金及び使用料金については受注者の負担とする。

その他、業務に必要な備品等は受注者が調達すること。（例示：車両、パソコン等）

貸与備品

番号	物品名	数量
1	カウンター	1
2	カウンター用椅子	3
3	職員用机	3
4	職員用椅子	3

番号	物品名	数量
5	3連ロッカー	1
6	固定電話機	1
7	パネル	1
8	インフォメーション スタンド	1

9. 個人情報の遵守

- ① 個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分注意して実施すること。

- ② 委託業務を行うため個人情報を収集するときは、委託事業の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。
- ③ 委託業務を実施するため収集又は作成した個人情報は、その目的以外に使用してはならない。
- ④ 個人情報について第三者への漏えいその他の事故が発生したときは速やかに市に報告すること。

10. 遵守事項

受注者は、委託業務の実施にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 憲法、地方自治法、労働基準法等労働関係法令、障害者総合支援法その他の関係法令を遵守すること。
- ② 委託業務の実施によって知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。委託契約の終了後も同様とする。
- ③ 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
- ④ 受注者は、委託業務の全部若しくは一部を第三者に再委託してはならない

11. その他

- ① 履行期間の中途において保健福祉館の開館時間に変更があった場合には、本業務における開所時間を変更する場合がある。
- ② その他、本仕様書に定めのないものは、発注者受注者協議の上決定する。